

公益財団法人愛知県スポーツ協会監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程によるものとする。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査事項)

第4条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第5条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会に対する意見陳述義務)

第6条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(評議員会への報告)

第8条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不

当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第9条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

(監事の選任・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第10条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第11条 監事は、各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を監査する。

(監査報告書)

第12条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従い、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、署名をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、理事長に提出する。
- 4 病気等により監査を行うことができなかつた監事については、監査報告書にその旨を記載しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、2026年5月11日から実施する。(2026年5月11日監事決定)